

建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。
(建築材料に係る指導及び助言)

第九条 経済産業大臣は、建築物のエネルギー消

費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根・壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通じての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対するものとし、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言等をすることができる。

第三章 建築主が請求へき措置等

第十一条 第一節 建築主の基準適合義務等（建築主の基準適合義務）

2 定める規模以下のものを除く。)をしようとするときは、当該建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分)を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。ただし、同法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第六条第一項、第四項若しくは第七項若しくは第六条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は同法第十八条第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第七条の三第四項、第五項若しくは第七項、第七条の四第一項、第三項若しくは第七項の規定又は同法第十八条第二十一項から第二十三項まで、第二十六項、第二十九項、第三十項、第三十二項、第三十四項若しくは第三十七項の規定の適用については、この限りでない。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

であつて、同法第六条第一項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要確認特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政府の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

3 所管行政府は、前二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から十四日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。

4 所管行政府は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。

5 物エネルギー消費性能確保計画の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書

6
建築主は、第三項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書（当該建築物エネルギー消費性能による確認検査機関による建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいわう。次項及び第八項において同じ。）に係る建築副主事又は指定確認特定建築行為に係る建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいわう。次項及び第八項において同じ。）について書面の交付を受けた場合は、この限りでない。
7
前項の場合において、要確認特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第六条第一項の規定による建築主事又は建築副主事の確認に係るものであるときは、前項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、同条第四項の期間（同条第六項の規定によりその期間が延長された場合にあつては、当該延後の期間）の末日の三日前までにしなければならない。
8
建築主事又は建築副主事は、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の規定による確認検査機関は、同法第六条第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が要確認特定建築行為（第一項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）に係るものであるときは、建築主から第六項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をすることができる。
9
建築物エネルギー消費性能に関する書類及び第三項から第五項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。
（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

二項において「国等」という。の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は適用しない。この場合においては、次項から第九項までの規定に定めるところによる。

国等の機関の長は、特定建築行為であつて、建築基準法第十八条第二項の規定による通知を要するもの（以下この条において「要通知特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならぬ。ただし、要通知特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

国等の機関の長は、前二項の規定による通知を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要通知特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

所管行政庁は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、当該通知に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

所管行政庁は、第四項の場合において、第二項又は第三項の規定による通知の記載によつては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書

において、「特定一戸建て住宅建築主等」という。」の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。以下同じ。）のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

員に、特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置

(特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力)

前項に規定する基準は、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、請負型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しの他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告及び命令等)

等、帳簿、書類その他の物件を検査させる（二）と規定する。前項の規定による立入検査について準用する。

格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
(特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命令等)
国土交通大臣は、特定一戸建て住宅

第二十四条 特定一戸建て住宅建設工事業者（自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく一戸建ての住宅（以下この項及び次条第一項において「請負型一戸建て規格住宅」という。）の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同

て規格住宅等につき、前条第一項に規定する其の標準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができ

2 飲食店等の業者等が表示すべき事項
国土交通大臣は、前項の規定による建築物のエネルギー消費性能の表示について、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。
一 建築物のエネルギー消費性能に関する販売事業者等が表示すべき事項

建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建築主等に対し、その目標を示して、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

項において同じ。)は、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

特定共同住宅等建設事業者(自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等(以下この項及び次条第一項において「請負型規格共同住宅

国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定戸建て住宅建設工事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができること。

第二十九条 (販売事業者等に対する勧告及び命令等)
国土交通大臣は、販売事業者等が、その販売等を行う建築物について前条第一項の規定により告示されたところに従つてエネルギー消費性能の表示をしていないと認めるときは、当該販売事業者等に対し、その販売等を行なう建築物について、その告示されたところに従つてエネルギー消費性能に関する表示をすべき

3 2
国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定戸建て住宅建築主等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定

等」という。)の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。)は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

て特定一戸建て住宅建設事業者等が行うべき
その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等
のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく審査
すると認めるとときは、社会資本整備審議会の意

旨の勧告をすることができる。
国土交通大臣は、前項の勧告を受けた販売事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表する。

一戸建て住宅建築主等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、前条第一項に規定する基準に照らして特定二戸建て住宅建築主等が行つべき所持する

功に決定する基準に適合する。この場合が何よりも好い。
（請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準）

見を聽いて、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができま。

旨を公表することができる。
3 國土交通大臣は、第一項の勧告を受けた販売事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、建築物の

第二十五条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、
経済産業省令・国土交通省令で、請負型一戸建
て規格住宅又は請負型規格共同住宅等（以下「
の条及び次条において「請負型一戸建て規格住
宅」といいます。）を定め得る。

4 國土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その新たに建設する請負型一戸建

エネルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該販売事業者等に対し、その勧告に係る旨を告げることとする。

4 国土交通大臣は、前二項の規定の施行に必要特定戸建て住宅建築主等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべき」とを命ずることができる。

宅等」という。ことに、特定一戸建て住宅業者又は特定共同住宅等建設工事業者（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建築事業者等」といふ。）の新たに建設する

て規格住宅等に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、特定一戸建で住宅建設事業者等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物に係る業務の状況に關し報告書

な限度において、特定一戸建て住宅建築主等に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職

「電気料金等」といふものの新規に発表するに際しては、負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

させ、又はその職員に、販売事業者等の事務所等の他の事業場若しくは販売事業者等の販売等を行う建築物に立ち入り、販売事業者等の販売

べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののはか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用について、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。

第六章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(登録)

第三十六条 第四十四条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。（次格条項）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第三十八条 国土交通大臣は、登録の申請をした者は（以下この項において「登録申請者」といいう。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。（登録基準等）

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されて

一 第四十二条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

第四十二条の適合性判定員が建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。
イ 次の(1)から(6)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める数(その数が二未満であるときは、(1)以上であること)。
(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を八百二十で除した数
(2) 床面積の合計が三千平方メートル以上二千平方メートル未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を六百二十で除した数
(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上二万平方メートル未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を四百二十で除した数
(4) 床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を三百五十で除した数
(5) 床面積の合計が五万平方メートル以上五万平方メートル未満の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を二百五十で除した数
(6) 床面積の合計が五万平方メートル以上の建築物 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の棟数を二百二十で除した数
ロ イ(1)から(6)までに掲げる建築物の区分の二以上にわたる建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行なう建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行なう建築物の棟数を二百二十で除した数
二二 以上であること。
二一 登録申請者が、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者(以下この号及び第五十五条第一項第二号において「建築物関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築物関連事業者がその親法人（会社法第七十九条第一項に規定する親法人をいう。第五十五条第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第五十五条第一項第二号ロにおいて同じ。）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

三 判定の業務を適正に行うために判定の業務を行なう部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

一 登録は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行う事務所の所在地

四 第四十二条の適合性判定員の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の公示等）

第三十九条 国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項その他の国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 國土交通大臣は、前項の規定による届出がつたときは、その旨を公示しなければならぬ。

第四十条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第三十六条から第二三十八条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第四十一条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第三十七条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

前項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(適合性判定員)

(秘密保持義務)

第四十二条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、建築に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから適合性判定員を選任しなければならない。

(判定の業務の義務)

第四十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの人者であつた者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(登録基準等) 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

二 登録申請者が評価を実施し、その数が三以上であること。

二 登録申請者が、建築物関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

三 評価の業務を行正しくに行うために評価の業務を行なう部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行う事務所の所在地

四 次条の評価員の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(評価員)

第五十六条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、次に掲げる者のうちから評価員を選任しなければならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において建築学・機械工学、電気工学若しくは衛生工学を担当する教

授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

二 建築機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者

三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(登録の取消し等)

二 建築機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関が第五十四条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が次の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は同項の規定により評価の業務を行なうことができる。

一 第五十三条第二項において準用する第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条又は第五十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第五十三条第二項において読み替えて準用する第四十五条第一項又は第三項の規定による届出があつた評価業務規程によらないで評価の業務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに第五十三条第二項において準用する第四十六条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第五十三条第二項において準用する第四十五条第四項、第四十八条又は第四十九条の規定による命令に違反したとき。

五 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあつてはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行う事務所の所在地

四 次条の評価員の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(国土交通大臣による評価の実施)

第五十七条 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が第五十四条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が第五十三条第五項、第五十五条第三号又は第四号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

物エネルギー消費性能評価機関から評価の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域において建築物への設置を促進する再生可能エネルギー利用設備の種類に関する事項

三 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第五十二条第十四項、第五十三条第五項、第五十五条第三項又は第五十八条第二項の規定（第五項及び第六十四条において「特例対象規定」という。）の適用を受けるための要件に関する事項

2 促進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項その他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。

3 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、これに定めようとする第二項第三号に掲げる事項について、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物について特例対象規定による許可の権限を有する特定行政庁（建築基準法第一条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。）と協議をしなければならない。

4 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、これに定めようとする第二項第三号に掲げる事項について、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物について特例対象規定による許可の権限を有する特定行政庁（建築基準法第一条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。）と協議をしなければならない。

6 市町村は、促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、促進計画の変更について準用する。

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等への支援)

第六十条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であつて、建築物への再生可能エネルギー利用設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。（以下同じ。）の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの（以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。）について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下この条、次条及び第六十四条において「促進計画」という。）を作成することが可能であると認められる（以下「建築物再生可能エネルギー利用促進計画」とい

2 促進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第五十三条第二項において読み替えて準用する第五十一条第一項の規定により登録建築

一 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域

二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域において建築物への設置を促進する再生可能エネルギー利用設備の種類に関する事項

三 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第五十二条第十四項、第五十三条第五項、第五十五条第三項又は第五十八条第二項の規定（第五項及び第六十四条において「特例対象規定」という。）の適用を受けるための要件に関する事項

2 促進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項その他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。

3 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、これに定めようとする第二項第三号に掲げる事項について、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物について特例対象規定による許可の権限を有する特定行政庁（建築基準法第一条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。）と協議をしなければならない。

4 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、これに定めようとする第二項第三号に掲げる事項について、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物について特例対象規定による許可の権限を有する特定行政庁（建築基準法第一条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。）と協議をしなければならない。

6 市町村は、促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、促進計画の変更について準用する。

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等への支援)

第六十一条 促進計画を作成した市町村（第六十三条第一項において「計画作成市町村」という。）は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等への支援

2 促進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第五十三条第二項において読み替えて準用する第五十一条第一項の規定により登録建築

繕等をしようとする建築物について、再生可能エネルギー利用設備を設置するよう努めなければならぬ。

建築物に設置することができる再生可能エネルギー
ギー利用設備に係る説明)

一利用促進区域内において、計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上との間に係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物に設置することができる

2 再生可能エネルギー利用設備について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

3 建築士は、第一項の規定による書面の交付にした建築主から同項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があつた場合については、適用しない。

代えて、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき項目を電磁的方法、電子情報の技術を利用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて国土交通省令で定めるものとする。

決してあつて、日本二社連合で定めたものをおいだりする事により提供することができる。この場合において、当該建築士は、当該書面を交付したものとみなす。

第六十四条 促進計画が第六十条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、
（建築基準法の特例）

建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に対する特例対象規定の適用については、建築基準法第五十二条第十四項第三号中「定めるもの」とあるのは「定めるものの又は同法第六

十条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する促進計画に定められた同条第二項第三号に掲げる事項（次条第五項第四号、第五十五

三五条における「沙汰第五章第四号、第五十一条第三項及び第五十八条第二項において「特例適用要件」という。」に適合する建築物」と、同法第五十三条第五項第四号、第五十五条第三項における「沙汰第五章第四号、第五十一条第三項及び第五十八条第二項において「特例適用要件」という。」に適合する建築物」と、

項及び第五十八条第一項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は特例適用要件に適合する建築物」とする。

(審査請求)

第六十五条 この法律の規定による登録建築物エネ
ルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネ

ルギー消費性能評価機関の行う処分又はその不作為について、国土交通大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用について、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関の上級行政庁とみなす。

八十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

国土交通省令への委任)
経過措置)

八十七条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合は、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章 罰則

八十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合は、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

八十九条 第四十三条（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は漏用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条第二項又は第五十七条第二項の規定による判定の業務又は評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、告げ、は禁錮ノニシキ。

一 第五十条第一項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十条第一項の規定

十三条 次の各号のいずれかに該当する場合による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

には、その違反行為をした者は、三十万円以下
の罰金に処する。

て帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

いて準用する場合を含む。) の規定に違反したとき。

出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

は、反側の報告をしてから、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

は人の業務に関し、第六十九条第二項又は第七十一条から前条までの違反行為をしたときは、行
為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各
条の罰金刑を科する。

七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

いて準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

て財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四十

六条第二項各号（第五十三条第二項において
適用する場合を除く。）の請求を主張する旨

準用する場合を含む)の請求を指した者

一 附則第五条の規定 公布の日	二 第二条並びに附則第三条及び第七条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
2 第二条 第一条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(次項において「新法」という)第十九条第四項の規定は、この法律の施行の日(次項において「施行日」という)から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項各号に掲げる行為について適用し、同日前に着手する同項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。	3 第二号 施行日前に第二号旧法第十九条第一項各号に掲げる行為とみなして、第二号新法第三章第二節の規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する。

4 第二号 施行日前に第二号旧法第二十条第二項の規定による通知をした国等(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第一項に規定する国等をいう)の機関の長に対する当該届出に係る指示及び命令並びに当該指示及び命令に係る報告及び立入検査については、なお従前による。	5 第二号 新法第二十七条の規定は、第二号施行日以後に建築士が委託を受けた同条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計について適用する。
6 第二号 第二条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「第二号新法」という)第十一条に掲げる規定の施行の際に存する建築物について行うものに限る。以下この項において同じ。)に適用し、同日前にその工事に着手する特定増改築をいい、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に存する建築物について行うものに限る。以下この項において同じ。)に適用し、同日前にその工事に着手する特定増改築については、なお従前の例による。	7 第二号 第二号新法第二十七条の規定は、第二号施行日以後に建築士が委託を受けた同条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計について適用する。

8 第二号 第二条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「第二号旧法」という)第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当する行為のうち第二条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「第二号旧法」という)第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当しないもの(次項において「新特定建築行為」という)については、第二号新法第三章第一節の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という)以後に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項若しくは第六条の二第一項に規定する特定建築行為に該当しないもの(次項において「新特定建築行為」という)については、第二号新法第三章第一節の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という)以後に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第一項の規定による通知(次項において「確認申請等」という)がされたもの(第二号施行日前に第二号旧法第十九条第一項の規定による届出又は第二号旧法第二十条第二項の規定による通知(次項において「届出等」という)がされたものを除く。)について適用する。	9 第二号 第二号新法第二十七条の規定は、第二号施行日前に第二号旧法第十九条第一項の規定による届出又は第二号旧法第二十条第二項の規定による通知(次項において「届出等」という)がされたものを除く。)について適用する。
10 第二号 第二号新法第二十七条の規定は、第二号施行日前に第二号旧法第二十条第二項の規定による届出又は第二号旧法第二十条第二項の規定による通知(次項において「届出等」という)がされたものを除く。)について適用する。	11 第二号 第二号新法第二十七条の規定は、第二号施行日前に第二号旧法第二十条第二項の規定による届出又は第二号旧法第二十条第二項の規定による通知(次項において「届出等」という)がされたものを除く。)について適用する。

12 第二号 第二号新法第二十七条の規定は、第二号施行日前に第二号旧法第二十条第二項の規定による届出又は第二号旧法第二十条第二項の規定による通知(次項において「届出等」という)がされたものを除く。)について適用する。	13 第二号 第二号新法第二十七条の規定は、第二号施行日前に第二号旧法第二十条第二項の規定による届出又は第二号旧法第二十条第二項の規定による通知(次項において「届出等」という)がされたものを除く。)について適用する。
14 第二号 第二号新法第二十七条の規定は、第二号施行日前に第二号旧法第二十条第二項の規定による届出又は第二号旧法第二十条第二項の規定による通知(次項において「届出等」という)がされたものを除く。)について適用する。	15 第二号 第二号新法第二十七条の規定は、第二号施行日前に第二号旧法第二十条第二項の規定による届出又は第二号旧法第二十条第二項の規定による通知(次項において「届出等」という)がされたものを除く。)について適用する。

十七条の改正規定、同法第五十二条第十四項第三号の改正規定、同法第六十一条の一項を加える改正規定、同法第八十六条の七の改正規定、同法第八十七条第四項の改正規定及び同法第八十八条第一項の改正規定（「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める部分及び「それぞれ」を削る部分を除く。）に限る。）及び第七条の規定並びに附則第四条、第八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号別表第一第一百五十五号の二（一）の改正規定（第十五条第一項）を「第十四条第一項」に改める部分を除く。）及び同号（二）の改正規定（第二十四条第一項）を「第十七条第一項」に改める部分を除く。）に限る。）及び

超えない範囲内において政令で定める日（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条から第十三条まで及び第十五条の規定は、この法律の施行の日（以下この条、次条及び附則第十三条において「施行日」という。）以後にその工事に着手する建築物の建築について適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築に関して当該建築物のエネルギー消費性能の向上のために第二条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する建築主・国等の機関の長及び所管行政が講すべき措置については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して（検討）

第十三条（調整規定）

検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行の日前である場合には、同法第四百八十九条のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十五条第三号の改正規定中「第四十五条第三号」とあるのは「第三十七条第三号」と、同法第七十二条の改正規定中「第七十二条」とあるのは「第六十九条」とする。

（施行期日）

附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

（施行期日）

附 則（令和六年六月一九日法律第五三号）抄

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第七条の規定並びに附則第四条、第十一條から第十三条まで、第十五条及び第十六条の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）